

# 健康食品を勧める悪質な電話勧誘にご注意！！

健康に対する消費者の関心や不安につけこむ、悪質な勧誘が跡を絶ちません。電話で、根拠のない効能を告げられたり、しつこく勧誘されたりして、高額な健康食品を購入させられる被害が発生しています。

## トラブルに遭わないために注意すべきポイント

### ポイント1 突然の勧誘電話にご用心！長話は禁物

見知らぬ業者からの突然の電話にはご用心。親しげに話しかけてきて、健康の話題や世間話など、さまざまな話題で消費者の関心を引こうとします。長話は禁物です。

### ポイント2 遠慮は無用。断るときは、はっきりと。しつこい勧誘電話は切るのが一番です

要らないと断っているのに、しつこく勧誘することは法律で禁止されています。不要なときははっきりと断りましょう。それでも勧誘を続ける時は、思い切って電話を切りましょう。

### ポイント3 「試供品」に油断しないで！

悪質な業者は、試供品の購入をきっかけに、高額な商品を売りつけようとたくらんでいます。試供品は安価かもしれませんが、その健康食品はあなたにとって必要ですか？

### ポイント4 健康食品であるにもかかわらず、医薬品的な「効能」をうたう勧誘にご注意を！

錠剤やカプセルなど、医薬品のように見えても、健康食品はあくまで「食品」です。病気の治療や予防などの効能をうたうことは、法律で禁止されています。

### ポイント5 断りきれず購入してしまったら・・・

届いた健康食品は開封しないようにしましょう。8日間以内なら、クーリング・オフ(契約解除)が可能です。お近くの消費生活センターへご相談ください。また、クーリング・オフ期間を過ぎていても、契約を解除できる場合がありますので、諦めずに相談しましょう。

### ポイント6 家族や地域、友人とのつながりをいかし、お声掛けと心配りを！

健康に不安を感じるお年寄りが被害に遭うケースが増えています。日頃から地域や友人との交流が大切です。何かかわったことはありませんか？

### おかしいな、困ったなと思ったら、一人で悩まず相談を

- 消費者ホットライン(全国統一番号) 電話 0570-064-370 身近な消費生活相談窓口をご案内します。  
※PHS,IP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する <http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

## 健康食品を勧める悪質な 電話勧誘があなたにも！？

トラブルに遭わないために注意すべき6つのポイント！

### ポイント1

## 突然の勧誘電話にご用心。長話は禁物

- 勧誘の電話は、ある日突然かかってきます。初めての電話なのに、「以前にもお話しさせていただきました」と親しげに電話してくる場合もあります。
- 営業員は話術のプロです。話し上手なうえに、あなたの病気や体調不良、日ごろの不安を家族や友人のように心配したり、同情したりすることで、あなたの警戒心を緩めます。  
「お体の調子はどうですか」、「薬を飲んでいますか」などと、  
健康の話題や世間話を始めるような業者には、要注意です。
- 勧誘を始める前に、勧誘が目的であることを相手に告げなければなら  
ないと法律で義務付けられています。
- 長話は禁物です。相手のペースに巻き込まれないようにしましょう。



## ポイント2

# 遠慮は無用！断るときは、はっきりと！ しつこい勧誘電話は切るのが一番です

- 早めに断ることが肝心です。  
「要りません」、「興味ありません」などとはっきり断りましょう！
- 要らないと断っているのにしつこく勧誘することは法律で禁止されています。  
しつこい相手には、思い切って電話を切りましょう。
- 「後にしてください」、「結構です」という断り方は、相手にとっては好都合です。  
曖昧ですから使わないようにしましょう。
- 業者からの電話がしつこい、何度も電話をかけてきて迷惑だとお感じなら、  
消費者ホットラインや最寄りの消費生活センターにお電話してください。



## おかしいな、困ったと思ったら、一人で悩まず相談を

- 消費者ホットライン(全国统一番号) 電話 0570-064-370  
身近な消費生活相談窓口をご案内します。  
※PHS,IP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する <http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

ポイント3

## 「試供品」に油断しないで！

- 営業員は、健康食品の購入をためらうあなたに、  
「迷っているなら、まず試してください」  
と無料又は数千円程度の試供品（サンプル品）を勧めます。
- 試供品は、のちに数万円から数十万円もする高額な健康食品  
を売りつけるための第一ステップです。
- 早く電話を切りたいと思うあまり、そんなに高くないからと試供品を購入する  
ことがあるかもしれません。  
しかし、数千円の試供品が、後日、高額な健康食品の勧誘に  
つながります。
- たとえ試供品が無料であっても、必要がなければ、  
勧誘を断りましょう！



お試しセットを安く  
販売しています。ぜひ  
買って飲んでみてく  
ださい。



ポイント4

## 健康食品であるにもかかわらず、 医薬品的な「効能」をうたう勧誘にご注意を！

- 錠剤やカプセルの形をしていても、  
「健康食品」はあくまでも食品です。「医薬品」ではありません。

- 営業員は、  
「ガンが良くなる」、「病気が治って薬が要らなくなります」、  
「いろいろな病気が治ります」  
などと言って、あなたに健康食品を勧めるかもしれませんが、  
健康食品にはそのような効能はありません。

「病気の治療」、「体質改善」、「痩身」などの言葉や広告には  
注意しましょう！

- 第三者の体験談、専門家の推薦なども、鵜呑みにしないように気をつけましょう。  
根拠のない効能を告げて勧誘することは、法律で禁止されています。



ポイント5

## 断りきれず購入してしまったら・・・

- しつこい勧誘に根負けして、断りきれずに健康食品を購入してしまっても、あなたが健康食品の購入契約書面を受け取った日から数えて8日間以内であれば、クーリング・オフすることが可能です。

- クーリング・オフは無条件にできます。業者に解除する理由を説明する必要はありません。  
(クーリング・オフの書式については、最終ページをご覧ください。)



でも、こんな場合は・・・

- 営業員があなたに、クーリング・オフができないなどと不実を告げていたり、購入契約書面に不備があるような場合には、クーリング・オフ期間を過ぎていても、クーリング・オフをすることができます。



- 業者がクーリング・オフに応じなかったり、クーリング・オフできるかどうか迷ったら、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

ポイント6

## 家族や地域、友人とのつながりをいかし、 皆さんでお声掛けと心配りを!

- 営業員は、あなたの健康不安や寂しさにつけこんで、高額な健康食品を多量に販売しようとしています。
- 日頃から、ご家族と身のまわりの出来事を話したり、ご近所同士で声をかけ合いましょう。
- 離れて暮らす高齢の親御さんがいらっしゃる場合は、定期的に電話をしたり、訪問したりして、生活に変化がないか確認しましょう。
- 被害額が小さくても泣き寝入りせず、消費生活センターに相談しましょう。消費生活センターへの相談が、他の消費者を被害から守ることにつながります。



### おかしいな、困ったなと思ったら、一人で悩まず相談を

- 消費者ホットライン(全国統一番号) 電話 0570-064-370  
身近な消費生活相談窓口をご案内します。  
※PHS,IP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する <http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

## 契約してしまったが、解除したい……

- そんなときは、**クーリング・オフ**といって、契約書面を受け取った日から**8日間以内**であれば、**無条件で解除できる制度**があります。

【書面での通知の例】

### クーリング・オフ通知の書き方

- ① 必ずハガキなどの**書面**で行います。
- ② 契約年月日、商品名、契約金額、販売会社、担当者名 を書いて、この契約を解除するということを書きます。  
あなたの住所、氏名を書くことを忘れずに。
- ③ ハガキを書いたら、表・裏ともにコピーを取ります。
- ④ ハガキは郵便窓口で、**特定記録郵便**または**簡易書留**などの「出した日付」が分かる方法で出して、受取証などをもらいます。
- ⑤ ハガキのコピーと特定記録郵便などの受取証の紙を大切に保管しましょう。

○クーリング・オフができるかどうか、書き方や手順が分からないなど、不明な点はお近くの消費生活センター等にご相談ください。

切手

□□□□ - □□□□

××県×市×町×丁目×番×号

株式会社××× 御中

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日  
商品名 〇〇〇〇  
契約金額 〇〇〇〇〇〇円  
販売会社 株式会社×××  
□□営業所  
担当者△△△△

支払った代金〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 〇〇〇〇

(参考) **消費生活安心ガイド** (消費者庁提供)  
～特定商取引法の解説などを掲載中！～

<http://www.no-trouble.go.jp/>

問合せ先

消費者庁取引対策課 03-3507-8800(代) 〒100-6178 東京都千代田区永田町2-11-1山王パークタワー